

「令和5年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」 開催要領

北海道労働局職業安定部職業対策課
令和5年5月10日

1 目的

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）については、令和元年6月14日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）による改正により、国及び地方公共団体の任命権者は、5人以上の障害者（法第79条第1項で定める障害者に限る。以下同じ。）である職員が勤務する事業所において、障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）を選任することが義務づけられたところである。

法第79条第1項に定める相談員の資格要件の1つとして、「厚生労働大臣が行う講習を修了したもの」であることが定められたことを踏まえ、北海道労働局では、国及び地方公共団体向けに、障害者の職場適応の向上、障害者の職業生活全般についての相談等に関する事項の習得を目的とした、障害者職業生活相談員資格認定講習を開催する。

2 名称

「令和5年度国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」とする。

3 開催場所

札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎 2階講堂

4 開催日（どちらか1回のみを受講となります。）

第1回 令和5年8月4日（金） 第2回 令和5年8月10日（木）

5 研修日程

別紙1「令和5年度 障害者職業生活相談員資格認定講習 次第（案）」のとおり

6 受講対象者

相談員を選任する必要がある事業所（5人以上の障害者が勤務）の職員であって、省令要件を満たしていない又は満たす見込みがなく、障害者職業生活相談員認定講習を受講する必要がある者

※省令要件については別紙2「障害者職業生活相談員の省令要件」のとおり

※多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定する場合があります。

※同じ事業所内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがあります。

7 受講申込等

別紙3「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習「受講申込票）」により、期日までにメール又はFAXにて申し込むこと（原則、メールでお願いします。）。

送信先：taisaku-shogai@mhlw.go.jp

FAX：011-738-1062

申込期日：令和5年6月30日（金）17:00まで